

射水市子ども・子育て会議設置要綱

平成28年10月11日

告示第209号

(設置)

第1条 射水市の子ども・子育て支援給付その他の子育て支援を地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供できるよう、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くため、射水市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第31条及び第43条に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員並びにそれらの施設及び事業のあり方に関すること。
- (2) 法第61条の規定に基づく射水市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 保育・教育関係者
- (4) 民生委員・児童委員の代表者又はその指名する者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 公募による市民
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、市長が指名する委員及び市長が必要と認める外部関係者(以下「部会委員」という。)あわせて14人以内で組織する。

3 部会委員は、市長が委嘱する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によって定める。

5 部会長は、会議を進行する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(子ども・子育てワーク会議)

第8条 子育て支援に関する活動を行うため、子ども・子育てワーク会議(以下「ワーク会議」という。)を設置する。

2 ワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議及び部会並びにワーク会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月11日から施行する。